

**2019年度地域力活用新事業創出支援事業  
支援手法開発事業に係る企画運営の業務委託先 応募要領**

**【応募期間】**

2019年11月26日（火）～12月3日（火）12時必着

**【申込書送付先】**

<郵送等の場合>

日本商工会議所 地域振興部

〒100-0005 東京都千代田区丸の内3-2-2

丸の内二重橋ビル4階

※発送後、03-3283-7874 に送付した旨ご連絡ください。

<電子メールの場合>

「z-tenkai@jcci.or.jp」宛

2019年11月

日本商工会議所

## 目次

1. 事業の目的
2. 事業の内容
3. 応募要件
4. 企画選考における審査基準
5. 選考結果の通知
6. 契約条件
7. 企画提案書の提出
8. 問い合わせ先

### ◆様式

(様式1) 応募申請書

(様式2) 暴力団排除に関する誓約書

## 1. 事業の目的

2019年度までに小規模事業者地域力活用新事業全国展開支援事業で採択されたプロジェクト（以下、各地プロジェクト）をはじめ、今後、各地商工会議所が取り組む、新たな特産品開発や観光開発、地域の課題解決に資するコミュニティビジネスに関する取り組み（以下、コミュニティビジネス等）の事業成果を高めることを目的とする。今年度までにコミュニティビジネス等を実施した商工会議所、今後類似の事業を実施しようとする商工会議所に対し、効果的な支援を行うためのツールやノウハウを開発する事業である。

## 2. 事業の内容

### (1) 先進事例の選定・調査分析、経済効果等の算出および報告書の作成

商工会議所以外の民間主体による成功事例に関する情報を収集し、過去の各地プロジェクトとは異なる先進事例を分析し、その手法と効果を共有するための報告書を作成する。

### (2) 過去の各地プロジェクトや類似する他の民間主体による事例のデータベース化、事例分析のための枠組みの設定、成功要因と失敗要因の分析および報告書の作成

事務局が蓄積してきた過去の全国展開事業に対する事業評価等や各地プロジェクトの報告書等、他の民間主体によるコミュニティビジネス等に関する先行研究を踏まえ、典型事例を選定する。

適切なりサーチデザインを行い、必要な調査を行ったうえで各事例の成功要因と失敗要因を整理し、事務局による各地プロジェクトに対する支援に資する報告書を作成する。

### (3) 上記について、事務局と協議の上、調査研究を行う専門家等を選定し、必要な付帯業務を行う

## 3. 応募要件

受託を希望する企業等（提案者）は、次の要件を備えている必要があります。必要条件を満たさない企画書は無効とします。また、同一の事業について、国（独立行政法人等を含む。）が助成する他の制度（補助金、委託費等）の交付を重ねて受けることはできません。

(1) 日本に拠点を有していること

(2) 企業、民間団体等、本事業に関する委託契約を事務局との間で直接締結等できる団体であること

(3) 地域のおかれている現状、本事業の趣旨をよく理解していること

(4) 当該業務委託に関する事業目標の達成、計画の遂行および事業の継続的な実施に必要な組織、人員、設備および施設を有していること

(5) 当該委託業務を円滑に遂行するための経営基盤を持ち、資金、設備等について十分

な管理能力を有していること

(6) 事務局が委託するうえで必要とする措置を適切に遂行できる体制を持っていること

(7) 一つの提案者が複数の提案を行ったり、複数の共同提案に参加しないこと

(8) 事務局から提示された委託契約書に合意すること

(9) 次の①から④のいずれにも該当しない者であること

①法人等（個人、法人又は団体をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）であるとき又は法人等の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき

②役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき

③役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき

④役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれと社会的に非難されるべき関係を有しているとき

#### 4. 企画選考における審査基準

採択にあたっては、書類審査により、以下の基準にもとづいて総合的な評価を行います。応募書類受付後、必要に応じて事業企画のプレゼンテーションを含めたヒアリングを実施する場合があります。また、審査期間中に提案の詳細に関する追加資料の提出を求める場合があります。

(1) 企画提案書の内容が次の各号に適合しているか。

①事業の内容が事務局の意図と合致していること

②事業の方法、内容等が優れていること

③調査研究手法を踏まえ、適切なりサーチデザインを行っていること

③事業の経済性が優れていること

④事業の手法およびスケジュールが明確に示されていること

(2) 提案者に当該委託事業を行う体制が整っているか。事業を行う能力、実績等が優れているか。

(3) 提案者の経営基盤が確立しているかどうか。

- (4) 委託事業管理上、事務局の必要とする措置を適切に遂行できる体制を有しているかどうか。

## 5. 選考結果の通知

選考結果は、企画提案書の提出者宛に書面にて通知します。

## 6. 契約条件

### (1) 契約形態

委託契約とする。

### (2) 採択件数

1件とする。

### (3) 予算規模

1000万円（消費税込）を上限とする。

### (4) 実施期間

契約締結日から最長で2020年3月13日（金）までとする。

### (5) 納入物

以下の項目について、書面および電子ファイルを保存した電子媒体（CD-R等）で納入すること、ただし、編集可能なデータ形式（例：ワード、エクセル、パワーポイント、パブリッシャー）と共に納入すること

#### ① 支援手法開発報告書

「2. 事業の内容」に示す内容の報告書を納入すること

#### ② 調査データ

各種調査データ、集計・分析結果等を編集可能な形式（エクセル、CSV等）で納入すること。統計分析ソフト（R、SPSS等）を用いた分析を行った場合には、プログラム命令文にあたるファイルをテキストデータで納入すること。

#### ③ その他、必要に応じ各種記録を納入すること

※納入物については、契約期間終了後についても瑕疵の修正を求める場合があることをご承知おきください。

### (6) 費用の支払い

事業に要した経費は、原則として、事業終了後の確定検査を経た後、精算払いとなります。なお、予算執行上、全ての支出には領収書等の証明書が必要です。さらに、支出額、

支出内容が適切であるかどうかを厳格に審査いたします。これを満たさない場合は、当該委託費の支払いができない場合があります。

#### (7) 立案上の留意点

企画の立案にあたっては、本事業の趣旨を理解したうえで、「2. 事業の内容」について、具体的な企画内容、調査研究の実施体制とスケジュールなどを明示してください。また、見積書（明細含む）は、事業の項目毎に予算額等を積算してください。調査については社会調査協会が定める倫理規定等に従ってください。

※本事業を通して新たに知り得た事項について、事務局に無断で利用・公表することを禁じる。ただし、本事業による調査結果等を利用し、商工会議所による小規模事業者支援・地域産業振興に関する研究発表を行おうとする場合、公表方法と研究計画について予め日商地域振興部に相談すること。

## 7. 企画提案書の提出

### (1) 提出書類等

①郵送等の場合には、以下の書類を一つの封筒に入れてください。封筒の宛名面には、「支援手法開発事業に係る企画運営 申請書」と記載してください。

また、電子メールの場合には、以下の書類を「z-tenkai@jcci.or.jp」宛に送付してください（PDF ファイル等）。その際メールの件名(題名)を必ず「支援手法開発事業」と

してください。

- ・(様式1) 応募申請書
- ・(様式2) 暴力団排除に関する誓約書
- ・法人組織概要（パンフレット等）
- ・業務実績および担当者（主たる者）の実績

※当該委託事業を担う責任者および担当者に、統計調査に関するノウハウや知見、マネジメント経験があれば、保有資格（修士・博士号、統計調査士、社会調査士など）や論文数・案件数・経験年数もご明記ください。

- ・業務実施体制
  - ・企画提案書〔6部（正1部、写5部）〕
- 様式は任意
  - サイズはA4判、左綴じ
  - 採択した際、企画提案書を電子媒体〔ファイル形式(word、pdf等)は任意〕で提出

していただく場合があります

○ 提案書内に次の①～④を盛り込んでください

①業務フロー

②工程計画

③調査基本方針

④「2. 事業の内容」に対する提案

・見積書（企画提案書内に記載可）

・提案者となる企業の過去3年分の財務諸表（1部）

※設立年数が3年に満たない場合は、できるだけ長い年数分を提出ください

②提出された応募書類は本事業の採択に関する審査以外の目的には使用しません。なお、応募書類は返却しません。

③応募書類等の作成費・郵送費は経費に含まれません。また、選定の正否を問わず、企画提案書の作成費用は支給されません。

④企画提案書に記載する内容については、今後の実施するうえでの基本方針となりますので、予算額内で実現が確約されることのみ明示してください。なお、採択後であっても、申請者の都合により記載された内容に大幅な変更があった場合には、不採択となる場合があります。

⑤1申請者につき、1つの提案としてください。

⑥部分提案は禁止します。また、提出後の変更は認めません。

## (2) 応募書類の提出期限

2019年12月3日（火）12：00必着

## (3) 応募書類の提出先

応募書類は、郵送・宅配便等若しくは電子メール（PDFファイル等）により以下に提出してください。

<郵送等の場合>

〒100-0005 東京都千代田区丸の内3-2-2 丸の内二重橋ビル4階

日本商工会議所 地域振興部 宛

※発送後、03-3283-7874 に送付した旨ご連絡ください。

<電子メール（PDFファイル等）の場合>

「z-tenkai@jcci.or.jp」宛

※件名（題名）を必ず「支援手法開発事業」としてください。

※持参およびFAXによる提出は受付しません。資料に不備がある場合は、審査対

象となりませんので、本応募要領をよく読み、書類を作成してください。

## 8. 問い合わせ先

日本商工会議所 地域振興部（担当：今井、田中、斎藤、進藤）

〒100-0005 東京都千代田区丸の内3-2-2 丸の内二重橋ビル4階

TEL：03-3283-7874 FAX：03-3211-4859 E-mail：z-tenkai@jcci.or.jp

受付時間 9:30～12:00 13:00～17:30（土日・祝祭日を除く）

※E-mailでのお問い合わせの際は、件名（題名）を必ず「支援手法開発事業に係る企画運営について」としてください。他の件名（題名）では、お問い合わせに回答出来ない場合があります。